

俱知安町プール絵本館交流施設設置管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、俱知安町プール絵本館交流施設設置管理条例（令和〇年俱知安町条例第〇号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、俱知安町プール絵本館交流施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（開館時間等）

第2条 施設の開館日は、火曜日から日曜日までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 施設の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（1）プール又は多目的ルーム 午前10時から午後9時まで

（2）絵本・図書施設 午前10時から午後6時まで

3 前項の規定にかかわらず、プールの最終使用時刻は、閉館時間の30分前までとする。

4 プールを専用して使用するとき又は多目的ルームを使用するときの使用時間は、1時間を単位として許可するものとし、当該使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

5 第2項第2号に規定する開館時間以外の時間においては、絵本・図書施設の区域に原則立ち入ってはならない。ただし、教育委員会は、特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

（休館日）

第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1）月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

（2）12月29日から翌年の1月3日まで

（使用許可の申請）

第4条 条例第8条の規定により、プールを専用して使用又は多目的ルームを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、俱知安町プール絵本館交流施設使用許可申請書（別記様式第1号）を、使用しようとする日の1か月前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、プールにあつては10人以上の団体、多目的ルームにあつては5人以上の団体に限り行うことができる。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、実際に使用する人数が同項に規定する人数に満たないときは、使用することができない。ただし、水泳指導等における安全の確保その他の特別の理由により、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請を適当と認めたときは、俱知安町プール絵本館交流施設使用許可書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第6条 条例第8条の規定により、使用の許可を受けた者が許可された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、速やかに俱知安町プール絵本館交流施設使用変更（取消）申請書（別記様式第3号）に前条の使用許可書を添えて教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、条例第10条の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、俱知安町プール絵本館交流施設使用許可取消（停止）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(個人使用の許可等)

第7条 教育委員会は、使用料を支払った者に対して、使用券（別記様式第5号）、回数券、定期券又は年間パスポート（以下「使用券等」という。）の交付をもって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用券等の交付を省略することができる。

(館外貸出しの許可の申請)

第8条 絵本・図書施設の図書等の館外への貸出しを受ける場合は、俱知安町プール絵本館交流施設館外閲覧登録申請書（別記様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(館外貸出しの許可等)

第9条 教育委員会は、前条の申請書を審査して許可をするときは、俱知安町プール絵本館交流施設館外閲覧登録証（別記様式第7号）を交付するものとする。

- 2 俱知安町プール絵本館交流施設外閲覧登録証を紛失したとき、又は登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 3 館外貸出しの期間は、14日以内とし、貸出しできる冊数は、10冊以内とする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、期間及び冊数を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第10条 条例第12条の規定による使用料の減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 町又は教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき 全額

- (2) 町内の小学校、中学校及び高等学校が授業で使用する時 全額
- (3) その他町長が公益上特別の理由があると認めるとき 町長が別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、第4条の使用許可申請書と併せて倶知安町プール絵本館交流施設使用料減免申請書（別記様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、プールの個人使用における減免その他町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により、プールの個人使用において使用料の減免を受けようとする者は、当該減免の対象であることを証明する書類等を教育委員会に提示しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第13条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき 100分の50の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、倶知安町プール絵本館交流施設使用料還付申請書（別記様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

（施設を使用しようとする者の遵守事項）

第12条 施設を使用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
- (3) 許可なく物品の販売、寄附の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 騒音、大声等を発し、他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上必要な職員の指示に従うこと。

（指定管理者が管理する場合の読替え等）

第13条 条例第16条の規定により、指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2条第1項ただし書	教育委員会	教育委員会の承認を得て、指定管理者（条例第16条に規定する指定管理者をいう。同条を除き、以下同じ。）
第2条第2項ただし書	教育委員会	教育委員会の承認を得て、指定管理者

第3条ただし書	教育委員会	教育委員会の承認を得て、指定管理者
第4条第1項	教育委員会	指定管理者
第4条第2項ただし書	教育委員会	指定管理者
第4条第3項ただし書	教育委員会	指定管理者
第5条	教育委員会	指定管理者
第6条第1項	教育委員会	指定管理者
第6条第2項	教育委員会	指定管理者
第7条第2項	教育委員会	指定管理者
第10条の見出し	使用料	利用料金（条例第18条第1項に規定する利用料金をいう。同条を除き、以下同じ。）
第10条第1項	使用料	利用料金
第10条第1項第3号	町長が	町長があらかじめ定める基準の範囲内において、町長の承認を得て、指定管理者が
第10条第2項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第10条第2項ただし書	町長が	町長があらかじめ定める基準の範囲内において、町長の承認を得て、指定管理者が
第10条第3項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第11条の見出し	使用料	利用料金
第11条第1項	使用料	利用料金
第11条第2項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者

2 前項の規定により読み替えて適用される第4条から第7条まで、及び第10条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定に定める様式については、指定管理者が教育委員会の承認を得て別に定めるものとする。

3 指定管理者が行う利用料金の減免基準及び還付基準については、町長の許可を得て別に定めるものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。
(倶知安町営プール管理運営条例施行規則及び倶知安町絵本館設置管理条例施行規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 倶知安町営プール管理運営条例施行規則(平成15年倶知安町教委規則第7号)
 - (2) 倶知安町絵本館設置管理条例施行規則(令和6年倶知安町教委規則第8号)